

障害福祉サービス事業所管理者様

土浦市障害福祉課長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る
障害福祉サービス事業所の対応について

日頃より、本市福祉施策に対し、ご理解、ご協力をいただきありがとうございます。
今般の新型コロナウイルス感染拡大防止に係る障害福祉サービス事業所の対応については、国の通知等により、感染防止に努めたくえで事業を継続し利用者に対し必要な支援が提供できるよう、柔軟な対応が求められています。

つきましては、在宅での支援の実施及び報酬算定について、現時点での土浦市の考え方を以下のとおりお知らせします。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、ご一読いただきご対応方よろしくお願ひします。

記

1 在宅での支援について

障害福祉サービス等の利用者が、新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合、別紙の対応を以て、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供したとみなし、基本報酬の算定対象とすることを認めます。

なお、従前通り、同じ日に2つの以上の事業所の日中活動系サービスは利用できませんので、関係する事業所間で密に連絡を取り、重複請求とならないようにご注意ください。

この対応をする際は、利用者負担が発生する場合がありますので、支援の内容や方法について、あらかじめ保護者や利用者に丁寧な説明を行い、必ず同意を得ると同時に、土浦市障害福祉課に実施する理由等について電話で一報のうえ実施してください。

2 適用期間

令和2年4月1日(水)から令和2年5月6日(水)

※本取扱いについては暫定的な対応とし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、適用期間を延長する可能性があります。

3 提出書類

- ①在宅支援等実施記録表(別紙1)
- ②個別支援計画書の写し(在宅での支援計画が記載されているもの)
- ③新型コロナウイルス感染症に関して事業所を欠席する場合の欠席時対応加算及び基本報酬の算定について(別紙2)

※①～③について、翌月10日までの実績記録票と共に市障害福祉課へ提出(郵送可)してください。

<お問い合わせ>

土浦市障害福祉課 担当：赤澤・酒井

☎029-826-1111 内線2470